

津市木造住宅耐震補強事業補助金交付要綱

平成18年1月1日訓第44号

改正 平成18年6月28日訓第209号

平成19年3月30日訓第16号

平成20年2月8日訓第2号

平成20年5月29日訓第50号

平成21年3月31日訓第29号

平成21年6月24日訓第46号

平成23年5月31日訓第31号

平成23年9月1日訓第45号

平成26年3月31日訓第14号

平成26年7月31日訓第64号

平成27年3月31日訓第42号

平成28年3月29日訓第18号

平成29年3月31日訓第33号

令和2年3月31日訓第28号

令和3年3月31日訓第36号

令和4年3月29日訓第22号

令和6年3月21日訓第8号

令和6年10月1日訓第75号

令和7年3月31日訓第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図ることにより、地震に強いまちづくりを進めるため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助対象住宅 本市の区域内に存する旧基準木造住宅をいう。

- (2) 対象区域 1ヘクタール当たり10戸以上の住宅が建て込んだ区域又は市長が指定した避難路（指定される見込みのものを含む。）沿いの区域をいう。
- (3) 旧基準木造住宅 津市木造住宅耐震診断等事業実施要綱（平成18年津市訓第43号。以下「耐震診断等実施要綱」という。）第3条に規定する対象住宅をいう。
- (4) 耐震補強工事 耐震診断の結果、三重県木造住宅耐震診断マニュアル又は一般財団法人日本建築防災協会発行の木造住宅の耐震診断と補強方法による評点（以下「評点」という。）が0.7未満とされた旧基準木造住宅につき、当該評点を1.0以上とする工事又は旧基準木造住宅につき、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4に規定する基準若しくは地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）を満たすものとする工事をいう。
- (5) 準耐震補強工事 耐震診断の結果、評点が0.7未満とされた旧基準木造住宅につき、当該評点を0.7以上1.0未満とする工事又は旧基準木造住宅につき、建築基準法施行令第3章及び第5章の4に規定する基準若しくは地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準を満たすものとする工事をいう。
- (6) リフォーム工事 耐震補強工事又は準耐震補強工事と併せて行う機能・性能向上を目的とする工事で、県内に本店、支店又は営業所を有する建設業者が施工する住宅の全部又は一部の修繕、補修、模様替え又は増改築等を行う改修工事をいう。
- (7) 除却工事 耐震診断の結果、評点が0.7未満とされた旧基準木造住宅又は市長が特に必要と認める旧基準木造住宅につき、その除却を行う工事をいう。
- (8) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 耐震診断等実施要綱に基づき実施した診断
- イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所（以下「登録事務所」という。）に属する者が、三重県木造住宅耐震診断マニュアル又は一般財団法人日本建築防災協会発行の木造住宅の耐震診断と補強方法の一般診断法、精密診断法1若しくは精密診断法2に基づき実施した診断

(9) 一敷地 一筆の土地又は所有者が同一であり、かつ、相互に連続するひとまとまりの土地をいう。

(10) 耐震診断者 登録事務所に属する者で、耐震診断等実施要綱第2条第1項に規定する耐震診断者をいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「木造住宅耐震補強事業補助金」(以下「補助金」という。)と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、その所有する補助対象住宅(耐震補強工事、準耐震補強工事及びリフォーム工事にあっては、対象区域内に存し、かつ、現に人が居住しているもの又は居住が見込まれるものに限る。)に関し耐震補強工事、準耐震補強工事、リフォーム工事又は除却工事(以下「耐震補強工事等」という。)を実施する者に対して、耐震補強工事等に要する費用をその対象として、これを交付するものとする。

2 リフォーム工事に係る補助金は、次に掲げるものは対象としない。

(1) 耐震補強工事

(2) 準耐震補強工事

(3) 除却工事

(4) 建物でない外構工事

(5) 容易に取り外しができるものを設置する工事

(6) 建設業者が調達しない設備機器等を設置する工事

(7) 国又は地方公共団体等の他の補助金(利子補給を含む。)の支給又は介護保険法(平成9年法律第123号)による支給の対象となる工事

(補助金の額等)

第5条 耐震補強工事に係る補助金は、1棟当たり耐震補強工事に要する費用の額(当該額に1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とし、当該額が157万5千円を超えるときは157万5千円とする。)を限度として、これを交付するものとする。

2 準耐震補強工事に係る補助金は、1棟当たり準耐震補強工事に要する費用の額に3分の2を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とし、当該額が30万円を超えるときは30万円とする。)を限度として、これを交付するものとする。

3 リフォーム工事に係る補助金は、リフォーム工事に要する費用の額に3分

の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とし、当該額が20万円を超えるときは20万円とする。）を限度として、これを交付するものとする。

4 除却工事に係る補助金は、除却工事に要する費用の額に100分の23を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とし、当該額が30万円を超えるときは30万円とする。）を限度として、これを交付するものとする。

5 除却工事に係る補助金の交付は、一敷地について同一年度につき1回を限度とするものとする。

（交付申請の期限）

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、耐震補強工事等に着手する日の10日前とする。

（添付書類）

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類（除却工事については、第1号及び第3号から第5号までに掲げる書類（第2条第8号アに掲げる診断を受けた者が補助金の交付の申請をする場合にあっては、第4号に掲げる書類を除く。））とする。

(1) 木造住宅耐震診断報告書の写し

(2) 特定非営利活動法人三重県木造住宅耐震促進協議会の判定会又は複数の耐震診断者による判定を受けた耐震補強計画判定書（精密診断法2に基づく診断を実施した補助対象住宅にあっては、学識経験者又は構造設計一級建築士が判定に携わったものに限る。）の写し

(3) 耐震補強工事等に要する経費の見積書等の写し

(4) 対象者要件が確認できる書類の写し

(5) 補助金の交付請求及び受領を耐震補強工事等を行う者が所属する工事業者に委任する場合にあっては、補助金代理請求及び受領予定届出書

(6) その他市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合は、別に定めるところにより条件を付するものとする。

（実績の報告）

第9条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、木造住宅耐震補強事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補

助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類（除却工事については、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類）を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 工事契約書及び領収書の写し
- (2) 施工箇所ごとの施工中及び完了時の写真
- (3) 耐震診断者に係る耐震性能の確認を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（検査）

第10条 市長は、耐震補強工事等の状況等について、中間検査及び完了検査をすることができる。

（財産の処分制限）

第11条 規則第17条ただし書の市長が定める期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して8年を経過した日とする。ただし、除却工事については、この限りでない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓の規定は、この訓の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお合併前の津市木造住宅耐震補強事業補助金交付要綱（平成16年津市訓第9号）、久居市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱（平成16年久居市訓令第15号）又は一志町木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱（平成17年一志町告示第17号）の例による。

附 則（平成18年6月28日訓第209号）

この訓は、平成18年6月28日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓第16号）

この訓は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月8日訓第2号）

この訓は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月29日訓第50号）

この訓は、平成２０年５月３０日から施行し、同年４月１日以降に実施した耐震補強工事又は準耐震補強工事について適用する。

附 則（平成２１年３月３１日訓第２９号）

- １ この訓は、平成２１年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の津市木造住宅耐震補強事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施する補助事業について適用し、同日前に実施した補助事業については、なお従前の例による。

附 則（平成２１年６月２４日訓第４６号）

この訓は、平成２１年６月２５日から施行する。

附 則（平成２３年５月３１日訓第３１号）

- １ この訓は、平成２３年６月１日から施行する。
- ２ 改正後の津市木造住宅耐震補強事業補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成２３年９月１日訓第４５号）

（施行期日等）

- １ この訓は、平成２３年９月１５日から施行する。
- ２ 改正後の津市木造住宅耐震補強事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成２３年７月１日以後に着手したリフォーム工事に係る補助金について適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める補助金について適用する。
 - (1) 新要綱第５条第１項の規定この訓の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る補助金
 - (2) 新要綱附則第４項の規定平成２３年４月１日以後に申請をし、同日から平成２５年３月３１日までの間に交付を受けた補助金
（実績報告の特例）
- ３ 平成２３年４月１日から施行日までに完了した耐震補強工事等に係る規則第１２条の規定による実績報告書（規則第６号様式）の提出は、新要綱第９条の規定にかかわらず、同年１０月１４日までに行わなければならない。
（耐震補強工事に係る補助金の加算の特例）
- ４ 耐震補強工事に係る補助金の額は、新要綱第５条第１項の規定による補助金の額に３０万円（ただし、当該工事に要する費用から第５条第１項第１号に掲げる額と同項第２号に掲げる額との合計額を差し引いた額が３０万円未

満にあつては、当該額）を加算した額とする。なお、平成２３年４月１日から施行日までに申請を行った者に対する当該特例については、当該者が計画変更承認申請書（規則第２号様式）を提出することにより当該特例を認めることとし、補助金がすでに交付されている者については、当該者が新たに申請を行うことにより当初交付分との差額を交付するものとする。

附 則（平成２６年３月３１日訓第１４号）

- １ この訓は、平成２６年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の津市木造住宅耐震補強事業補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成２６年７月３１日訓第６４号）

この訓は、平成２６年８月１日から施行する。

附 則（平成２７年３月３１日訓第４２号）

- １ この訓は、平成２７年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の津市木造住宅耐震補強事業補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成２８年３月２９日訓第１８号）

- １ この訓は、平成２８年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の津市木造住宅耐震補強事業補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成２９年３月３１日訓第３３号）

- １ この訓は、平成２９年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の津市木造住宅耐震補強事業補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和２年３月３１日訓第２８号）

- １ この訓は、令和２年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の津市木造住宅耐震補強事業補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和３年３月３１日訓第３６号）

- 1 この訓は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の津市木造住宅耐震補強事業補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日（以下「施行日」という。）以後に第 2 条の規定による改正後の津市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付要綱の規定による木造住宅耐震補強計画事業補助金の交付を受けた者による申請に係る補助金について適用し、施行日前に木造住宅耐震補強計画事業補助金の交付を受けた者による申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月 2 9 日訓第 2 2 号）

- 1 この訓は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市木造住宅耐震補強事業補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 3 月 2 1 日訓第 8 号）

- 1 この訓は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市木造住宅耐震補強事業補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 1 0 月 1 日訓第 7 5 号）

- 1 この訓は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市木造住宅耐震補強事業補助金交付要綱の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に着手し、かつ、この訓の施行の日前に津市補助金等交付規則（平成 1 8 年津市規則第 4 4 号）第 1 3 条の規定に基づく額の確定を行っていない耐震補強に係る補助金について適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 3 1 日訓第 2 6 号）

- 1 この訓は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市木造住宅耐震補強事業補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。